

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表
【令和5年度】

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年版)							新条文 (令和5年版)							改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編章節条項以下					
							1	1	1	4	1		1	1	1	4	1	施工計画書 (15)	法定休日・所定休日 (週休二日の導入)	条文の追加
							1	1	1	19	4		1	1	1	19	4	建設副産物	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加
							1	1	1	21	4		1	1	1	21	4	工事完成検査 (3)	週休二日の履行状況	条文の追加
							1	1	1	22	3		1	1	1	22	3	出来形検査等 (3)	週休二日の履行状況	条文の追加
1	1	1	24	3		施工管理	1	1	1	24	3		1	1	1	24	3	施工管理	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	条文の修正
1	1	1	24	3			1	1	1	24	3		1	1	1	24	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について (昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて (令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達) によるものとする。	諸法令の改定にともなう
							1	1	1	26			1	1	1	26		週休二日の対応	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	条文の追加
1	1	1	33	5		交通安全管理	1	1	1	34	3		1	1	1	34	3	交通安全管理	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	条文の追加
1	1	1	33	5		交通安全管理	1	1	1	34	5		1	1	1	34	5	交通安全管理	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について (局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について (国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号) 及び道路工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月) に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年版)							新条文 (令和5年版)							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	
1	1	1	33	14		交通安全管理 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14		交通安全管理 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		諸法令の遵守 (8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	36	1		諸法令の遵守 (8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	36	1		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	36	1		(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1		(17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	36	1		(22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	36	1		(25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	1	1	1	36	1		(26) 航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	36	1		(40) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	1	1	1	36	1		(43) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1		(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	36	1		(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1		(67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1		(68) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	36	1		(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	1	1	1	36	1		(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	1	1	1	36	1		(72) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1		(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	36	1		(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1		(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1		(80) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	諸法令の改定にともなう
							1	1	1	44			石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	条文の追加

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和4年版）						新条文（令和5年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	2	3	2	6		掘削工	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように務めなければならない。	1	2	3	2	6	掘削工	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。	条文の追加		
1	2	3	3	11		盛土工	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	盛土工	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	条文の追加		
1	2	3	7	2		残土処理工	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように務めなければならない。	1	2	3	7	2	残土処理工	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。	条文の追加		
1	2	4	3	14		路体盛土工	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	路体盛土工	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	条文の追加		
1	2	4	4	16		路床盛土工	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	路床盛土工	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	条文の追加		
1	3	1	0	3		適用	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	適用	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] 」（土木学会、 2018年3月 ）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	条文の修正		
1	3	2	0	1		適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	1	3	2	0	1	適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] （ 2018年3月 ）	条文の修正		
1	3	2	0	1			土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] （ 2018年3月 ）	条文の修正		
1	3	2	0	1			土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] （平成24年6月）	条文の修正		
1	3	2	0	1			土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	1	3	2	0	1		土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] （令和2年3月）	条文の修正		
1	3	2	0	1			公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	1	3	2	0	1		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）	条文の修正		
1	3	3	2	1		工場の選定 (1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	工場の選定 (1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	諸法令の改定にともなう		

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和4年版）						新条文（令和5年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	3	3	2	1		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、44設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、44設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。				諸法令の改定にともなう
1	3	5	4	3		(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3		(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-1 502-2013 土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。				JIS名称変更にとともなう
1	3	6	4	5	打設	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	打設	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。				条文の修正
1	3	7	3	3	加工	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	加工	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				条文の修正
1	3	7	5	8	(1) 機械式鉄筋継手 ②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度55は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施行管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	(1) 機械式鉄筋継手 ②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度55は、土木学会鉄筋定着・継手指針 [2020年制定]（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施行管理を行わなければならない。				条文の修正
							2	2	3	1	1	一般事項	JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）				条文の追加
2	2	6	3	5	混和材料	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	混和材料	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。				条文の修正
2	2	8	3		再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。				諸法令の改定にともなう

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年版)										新条文 (令和5年版)										改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項
3	2	2	0	0	14	適用すべき諸基準	日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)	3	2	2	0	0	14	適用すべき諸基準	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)	条文の修正							
3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)	3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準 (環境省告示第62号) (令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう							
3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成30年10月)	3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2018年制定] (2018年10月)	条文の修正							
								3	2	2	0	0	48		地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)	条文の追加							
3	2	3	2	4	(7)	材料 ②	交通量が非常に多い期間	3	2	3	2	4	(7)	材料 ②	交通量が非常に多い区間	条文の修正							
3	2	3	14	2		プレキャストセグメント 主桁組立工	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2		プレキャストセグメント 主桁組立工	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」[2018年制定](土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	条文の修正							
3	2	6	7	4		アスファルト舗装工 (12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4		アスファルト舗装工 (12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	条文の追加							
3	2	10	1	1		一般事項	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定めるものとする。	3	2	10	1	1		一般事項	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	条文の修正							
3	2	17	3	2	1	樹木・芝生管理工	受注者は、剪定の施工にあたり「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	3	2	17	3	2	1	樹木・芝生管理工	受注者は、剪定の施工にあたり「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	条文の修正							

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和4年版）						新条文（令和5年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
																			条文の追加	
												4	2	19	9	3		3.汚濁防止膜	汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。 ①再利用品の場合 イ) 引張試験による強度評価の場合 ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 ロ) 使用履歴による強度評価の場合 ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 （使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。 ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合 ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。 ②未使用品の場合 ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）	
6	3	2	0	2	5	適用すべき諸基準	国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）	6	3	2	0	2	5	適用すべき諸基準	国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）				諸基準類の改定にともなう	
6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和4年3月）				諸基準類の改定にともなう	
6	5	1	0	5	1	適用	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	適用	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。				諸基準類の改定にともなう	
8	1	2	0	0	4	適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4	適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定] （2013年10月）				条文の修正	
8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] （2018年3月）				条文の修正	
8	3	5	1			一般事項	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	5	1			一般事項	本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。				条文の修正	
8	3	6	1	1		一般事項	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	1		一般事項	本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。				条文の修正	
9	1	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	9	1	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定] （2013年10月）				条文の修正	
9	1	3	5	1		岩盤面処理	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	9	1	3	5	1		岩盤面処理	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更を指示する場合があるものとする。				条文の修正	
10	1	2	0	0	14	適用すべき諸基準	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	10	1	2	0	0	14	適用すべき諸基準	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）				諸基準類の改定にともなう	
10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）				条文の修正	

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年版)						新条文 (令和5年版)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
10	2	9	1	3	1	一般事項	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計基礎及び施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成25年2月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	一般事項	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計基礎及び施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成25年2月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう	
10	6	2	0	0	7	適用すべき諸基準	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月)	10	6	2	0	0	7	適用すべき諸基準	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	条文の修正	
10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月)	10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	条文の修正	
10	6	2	0	0	9		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	10	6	2	0	0	9		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	条文の修正	
10	6	2	0	0	21		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	10	6	2	0	0	9		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	条文の修正	
								10	6	5	3	11	覆工コンクリート工	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	条文の追加		
10	7	2	0	0	16	適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)	10	7	2	0	0	16	適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (2018年3月)	条文の修正	
10	7	2	0	0	17		土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月)	10	7	2	0	0	17		土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月)	条文の修正	
10	7	2	0	0	18		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	10	7	2	0	0	18		日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	諸基準類の改定にともなう	
10	8	2	0	0	21	適用すべき諸基準	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	10	8	2	0	0	21	適用すべき諸基準	日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	諸基準類の改定にともなう	
10	11	2	0	0	5	適用すべき諸基準	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	10	11	2	0	0	5	適用すべき諸基準	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	条文の修正	
10	15	2	0	0	4	適用すべき諸基準	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	10	15	2	0	0	4	適用すべき諸基準	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	条文の修正	
10	15	3	5	4	1	凍結防止工	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック (除雪編) 8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	5	4	1	凍結防止工	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック (除雪編) 8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	条文の修正	
10	16	24	4	29	1	R C橋脚鋼板巻立て工	超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1	R C橋脚鋼板巻立て工	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく2種以上の有資格者とする。	条文の修正	